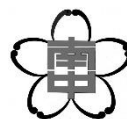


なんぶの里

南部中学校だより
令和8年4月30日発行

【学校教育目標】

その道において一流
～ 今を大切に！ 挑戦・団結・飛翔 ～



基本的な生活習慣の確立 —『あいさつ』と『朝ご飯』—

校長 村上 安仁

青葉若葉が輝く心地よい季節となりました。新年度がスタートし1ヶ月が過ぎようとしています。年度当初の慌ただしさが一段落し、ふと校内を歩いてみますと、集中して授業に取り組む生徒たちの姿が目にとまります。新しい環境での生活もようやく軌道に乗ってきたと感じられ、頼もしく思う今日この頃です。

過日の授業参観、学校経営説明会並びに学年・学級保護者会には、大変に多くの皆様にご来校いただき、誠にありがとうございました。また、来月は『スポーツ大会』の開催を予定しております。ぜひ多くの皆様に足を運んでいただき、生徒が躍動する姿をじっくりとご覧いただければ幸いです。

さて、生徒たちのより良い成長のためには、『基本的な生活習慣』を身に付ける事が何より重要です。学校では特に、次の2点に注目したいと考えています。

1. 『あいさつ』の励行

あいさつはコミュニケーションの第一歩です。気持ちのこもった温かいあいさつは、相手を安心させ、信頼感を与えます。互いに良好な人間関係を築くための土台として、自発的なあいさつを心掛けたいものです。



2. 『朝ご飯』の摂取

「腹が減ってはいくさはできぬ」ということわざがありますが、勉強やスポーツなど、あらゆる場面において、「しっかりと食べて体力をつけること」は、万全の準備を整えることに他なりません。一日を元気に過ごすためのエネルギー源として、朝ご飯の重要性を改めて見直していただきたく存じます。



この『あいさつ』と『朝ご飯』の習慣化について、ぜひご家庭でもご協力をお願いいたします。

これから大型連休を迎えます。心身を休める良い機会であると同時に、新年度の疲れが出やすい時期でもあります。連休中もお子様の様子を温かく見守っていただけますと幸いです。

保護者の皆様、地域の皆様におかれましては、今後とも本校の教育活動への変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐倉市教育委員会委員候補者を募集します

市民の意見を教育行政に反映させるために、市内小中学生の保護者のかたを対象に、教育委員会委員候補者の公募を行います。詳細は、市ホームページ、人事課にお問い合わせください。

【問い合わせ】 佐倉市人事課 (☎043-484-6210)

5月 主な行事予定

日	曜	校内行事	日	曜	校内行事
1	金		16	土	
2	土		17	日	
3	日	憲法記念日	18	月	一斉下校15:10
4	月	みどりの日	19	火	セクハラ・体罰アンケート 歯科検診 放課後学習会開始(火・水)
5	火	こどもの日	20	水	1年生校外学習 一斉下校14:30
6	水	振替休日	21	木	尿検査2次 スケアードストレイト 3年生実力テスト(国数英)
7	木	3年生全国学力・学習状況調査 (英語聞取り)	22	金	3年生実力テスト(理社)
8	金	単元テスト	23	土	
9	土		24	日	
10	日		25	月	教育相談① 1年生心電図検査
11	月		26	火	生徒総会 教育相談②
12	火	スポーツ大会予行	27	水	一斉下校14:30
13	水	一斉下校14:30	28	木	教育相談③ 1年生眼科検診
14	木	スポーツ大会	29	金	教育相談④ 1年生耳鼻科検診
15	金		30	土	
			31	日	

佐倉市教育電話相談室

学校生活、心や体、その他(心配なこと)等、佐倉市教育センターで電話相談を受け付けています。また、状況に応じて来所相談(要予約)も行っています。

電話番号: 043-484-6611

受付時間: 祝日・年末年始を除く、月～金曜日 午前9時から午後4時

※長期休業中は教育センター(電話: 043-486-2400)におかけください。



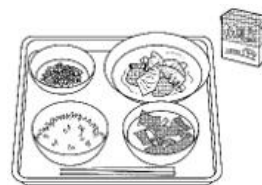
「第3子以降学校給食費補助金」のご案内

扶養する子が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の子が佐倉市立中学校に在籍している場合の学校給食費相当額を市が補助します。

補助金を受けるためには、毎年、申請が必要になりますので、忘れずに申請してください。

申請のご案内については、6月以降を予定しております。

【問い合わせ】佐倉市教育委員会指導課 電話484-6193



虐待、強制わいせつ・性的画像等に係るいじめ案件について

本校では、生徒たちが安心して過ごせる環境づくりを大切にしています。日々の学校生活の中で、生徒たちの小さな変化にも目を向けながら見守っています。

万が一、児童虐待が疑われる場合には、生徒を守るために関係機関へ通告することが法律で定められており、学校としても適切に対応してまいります。また、強制わいせつや性的画像提供等のいじめ案件が疑われた場合については、警察への通報が必要となります。被害の拡大防止と早期解決のため、関係機関と連携して対応いたします。

保護者の皆様におかれましても、お子様の様子で気になる点がございましたら、どうぞ遠慮なく学校へご相談ください。家庭と学校、関係機関が連携し、生徒たちの安心・安全な環境づくりに努めてまいります。